

## ◎生活困窮者自立支援事業

### ●生活困窮者自立支援事業とは

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まりました。生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。

働きたくても働けない、住む所がないなど、まずは相談窓口にご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

### ◆支援内容

#### 1、自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合はご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

#### 2、住居確保給付金の申請

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

(※支給は館山市)

支給に向けての、相談等の支援を行います。

### ◆相談・申込先

館山市社会福祉協議会 ☎23-5068